

28川監公第12号

平成28年11月10日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年3月10日付け28川監公第3号で公表した行政監査「庁舎・公の施設駐車場の適正利用について」の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 植 村 京 子

同 坂 本 茂

同 織 田 勝 久

28川総行革第466号

平成28年9月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 坂本 茂 様

同 織田 勝久 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年3月10日付け28川監報第3号で報告の提出がありました行政監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成27年度行政監査結果に対する措置状況

1 駐車場の適正な管理及び運用について

(1) 駐車場の案内表示について

[指摘の要旨]

運転者が運転しながら施設の駐車場入口を視認できる、分かりやすい入口案内表示を行われたい。

また、駐車場のうちその一部を市民用駐車場とする場合、利用者が迷うことのないよう駐車場所を表示されたい。

さらに、駐車場から施設入口が離れているなど、一見して入口が分からない場合には、入口への案内表示を行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、各施設において案内表示について現場確認を行い、早急に対応ができる施設においては、案内表示の設置など、改善を行いました。また、予算の措置等が必要な施設においては、今後、対応してまいります。

① 駐車場の入口が分かりにくい事例

改善した施設：4施設

- ・川崎市堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）：平成28年6月30日に運転手から見やすい場所に駐車場入口等の案内を設置するとともに、駐車場に向かう車道にも入口への案内を設置 など

今後対応を予定している施設：4施設

富士見公園富士見東駐車場、多摩川緑地丸子橋地区 など

② 2箇所ある駐車場の一方の存在が分かりにくい事例

改善した施設：1施設

- ・高津区役所橘出張所：平成28年5月31日に裏の駐車場を案内する表示

を設置

③ 駐車場の入口が判然としない事例

改善した施設：1施設

- ・川崎市麻生スポーツセンター：平成28年6月1日に運転手から見やすい場所に入口と出口の案内表示を設置

④ 市民用駐車場以外の駐車場もある中で、どこが市民用駐車場か判別できない事例

改善した施設：1施設

- ・塩浜営業所：平成28年7月30日に運転手から見やすい場所に、路面表示を実施

今後対応を予定している施設：1施設

川崎市麻生休日急患診療所

⑤ 駐車場から施設入口が分かりにくい事例

改善した施設：1施設

- ・夢見ヶ崎動物公園：平成28年5月13日に駐車場に設置してある施設案内看板に施設入口の案内を表示

(2) 駐車場の適正な維持・管理について

[指摘の要旨]

駐車区画の表示を行っていない又は区画表示が消えてしまっている施設においては、利用者の安全確保の観点を踏まえ、適切に表示を行われたい。

また、路面にくぼみ等がある、駐車場内に破損箇所がある、駐車場に関する案内や注意喚起を行う看板の表示が消えている事例等が見受けられた。駐車場で不具合が生じている箇所等については、早急に確認を行い、その改善策等について検討の上、対応を行われたい。

さらに、各施設においては、運転者及び歩行者の視点に立ち、駐車場の状況についてその安全性や管理上の課題等がないか、定期的に確認を行い、駐車場の適正な維持・管理に努められたい。

[措置内容]

指摘事項について、各施設において駐車場の安全性や管理上の課題等がないか現場確認を行い、不具合のある箇所について、早急に対応ができる施設においては、区画表示を行うなど改善を行いました。また、予算の措置等が必要な施設においては、今後、対応してまいります。

① 区画表示がない事例や区画表示が消えている事例

改善した施設：6施設

- ・川崎市平和館：平成28年7月30日に駐車場の区画を表示 など

今後対応を予定している施設：8施設

- 桜川公園、かわさき南部斎苑 など

② 路面にくぼみ等がある事例

改善した施設：1施設

- ・宮前区役所第1駐車場：平成28年1月28日に点字ブロックのゆがみについて修繕を実施

今後対応を予定している施設：11施設

- 川崎国際生田緑地ゴルフ場、等々力緑地東駐車場 など

③ 駐車場内に破損箇所がある事例

改善した施設：4施設

- ・東扇島西公園第1駐車場：平成28年7月22日に曲折している柵を撤去し、新たな柵を設置 など

今後対応を予定している施設：6施設

- かわさき北部斎苑、川崎国際生田緑地ゴルフ場 など

④ 駐車場内にある案内看板の表示が判読しにくい又は消えている事例

改善した施設：4施設

- ・東扇島東公園：平成28年3月11日に料金看板面版及び料金表示部幕を交換 など

今後対応を予定している施設：3施設

宮前区役所向丘出張所、桜川公園 など

⑤ 駐車場内に車や歩行者に危険な箇所がある事例

改善した施設：3施設

- ・小田公園：平成28年6月29日にコンクリートと鉄の塊を撤去 など

今後対応を予定している施設：3施設

とんびいけ公園、池上新田公園 など

⑥ 不法投棄の事例

改善した施設：3施設

- ・ちどり公園：平成28年1月14日に不法投棄自動車撤去 など

⑦ 市の資材等が駐車場に置かれている事例

改善した施設：2施設

- ・高津区役所：平成28年8月1日に倉庫へ移動 など

(3) 車道における入庫待ち車両の対応について

[指摘の要旨]

入庫待ちが発生している施設においては、入庫待ちの実態を踏まえ、入庫待ち禁止の看板等の掲示や、施設周辺における提携駐車場や借上駐車場の設定、また、有料の駐車場における出庫を円滑にするための事前精算機の導入など、入庫待ちが生じないための対応について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、入庫待ちが生じないための対応について検討し、既に対応を行っている施設については引き続き入庫待ちが生じない対応に努めるとともに、早急に対応できる施設については、看板の設置など、改善を行いました。

改善した施設：1 1 施設

- ・大師公園：平成28年7月27日に入庫待ち禁止の看板を掲示 など

今後対応を予定している施設：2 施設

市役所本庁舎、市役所第3庁舎

(4) 利用者の安全の確保について

[指摘の要旨]

各施設においては、駐車場利用者の安全を確保するために、先行事例などを参考に、事故等の発生を未然に防ぐための対策を適切に講じられたい。

[措置内容]

指摘事項について、事故等の発生を未然に防ぐための対策について検討し、以下のとおり措置を講じました。

① 駐車場入出場時に危険と考えられる事例

改善した施設：1 施設

- ・小田公園：平成28年6月29日に出入口が車通りの多い交差点のすぐそばにあった駐車場の撤去及び移設を行い、駐車場利用者の安全を確保

今後対応を予定している施設：2 施設

多摩川緑地宇奈根地区、多摩川緑地丸子橋地区

② 駐車区画への入出庫時に危険と考えられる事例

改善した施設：2 施設

- ・高津区役所橘出張所：平成28年6月10日に電柱のある区画に斜線を引き、車両の進入防止 など

(5) 車いす使用者用駐車区画について

ア 車いす使用者用駐車区画の設置について

(ア) 設置について

[指摘の要旨]

車いす使用者用駐車区画未設置の施設及び設置数が同条例の基準に満たない施設においては、川崎市福祉のまちづくり条例を制定している市の施設として、車いす使用者用駐車区画の設置について改めて検討を行い、設置に努められたい。

[措置内容]

指摘事項について、川崎市では、これまで、高齢者・障害者等が安全・安心に利用できるまちづくりに向け、「川崎市福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、庁舎、学校、商業施設、駅、歩道などの公共的施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めており、今後も、少子高齢化・国際化等を見据え、本市を訪れ、また、本市に住むすべての人が、安全、安心、快適に過ごすことができるよう、ユニバーサルデザイン都市の実現に向けて一層の取組の推進に努めてまいります。

こうしたことから、各施設においても障害者等の施設利用の機会確保の観点から、車いす使用者用駐車区画の設置について、早急に対応できる施設については、車いす使用者用駐車区画の設置を行いました。また、立地上設置が困難な施設等を除き、予算の措置等が必要な施設においては、今後、対応してまいります。

改善した施設：23施設

川崎市平和館（平成28年7月30日）、計量検査所（平成28年7月

28日) など

今後対応を予定している施設：23施設

川崎市民プラザ、川崎生活環境事業所 など

(イ) 表示について

[指摘の要旨]

路面表示がない又は路面や看板等の表示が消えているなど、車いす使用者用駐車区画の表示に課題がある事例が見受けられた。路面や看板等の表示を適正に行うとともに、維持・管理に努められたい。

また、駐車場が広く又は複数の階があり、入場時に車いす使用者用駐車区画の位置が分かりにくい施設においては、駐車場入口から車いす使用者用駐車区画へ誘導するための案内表示を行うなど、分かりやすい表示に努められたい。

[措置内容]

指摘事項について、各施設において車いす使用者用駐車区画の表示について現場確認を行い、早急に対応ができる施設においては、路面表示の実施など、改善を行いました。また、予算の措置等が必要な施設においては、今後、対応してまいります。

改善した施設：9施設

- ・高津区役所橘出張所：平成28年8月1日に駐車区画が消えてしまっていた箇所の白線の塗り直し など

今後対応を予定している施設：7施設

等々力緑地東駐車場、等々力緑地市民ミュージアム前駐車場 など

(ウ) 設置位置について

[指摘の要旨]

車いす使用者用駐車区画が施設入口から遠い場所又は車道に囲まれた駐車場の中心に設置されているなど、設置位置に課題がある事例が見受けられた。川崎市福祉のまちづくり条例に定める整備基準を踏まえ再検証の上、設置位置について適切に対応されたい。

[措置内容]

指摘事項について、川崎市福祉のまちづくり条例に定める整備基準を踏まえ、車いす使用者用駐車区画の設置位置について駐車区画の変更を行うなど、予算の措置等を実施した上で今後、対応してまいります。

今後対応を予定している施設：4施設

等々力緑地南駐車場、国際交流センター など

(エ) 設置の状況について

[指摘の要旨]

車いす使用者用駐車区画の幅が一般駐車区画と同等の広さとなっており狭い事例や、傾斜した場所に区画が設けられているなど、設置状況に課題がある事例が見受けられた。川崎市福祉のまちづくり条例に定める整備基準を踏まえ再検証の上、車いす使用者の安全を十分確保するよう改められたい。

[措置内容]

指摘事項について、川崎市福祉のまちづくり条例に定める整備基準を踏まえ、使用者の安全を十分確保するため、早急に対応ができる施設においては、車いす使用者用駐車区画の設置について駐車区画を拡張するなど、改善を行いました。また、予算の措置等が必要な施設においては、今後、対応してまいります。

改善した施設：4施設

- ・教育文化会館：平成28年7月19日に車いす使用者用駐車場区画の場所を水平な場所に変更すると共に、駐車区画を拡張 など

今後対応を予定している施設：2施設

かわさき北部斎苑、麻生区役所道路公園センター

(オ) 車いす使用者用駐車区画から施設入口への動線について

[指摘の要旨]

車いす使用者が駐車区画から施設入口へ移動する際に、段差や障害物等がなく、常に安全に入館できるように整備し、その維持管理に努められたい。

[措置内容]

指摘事項について、各施設において施設入口への動線の現場確認を行い、早急に対応ができる施設においては、安全に入館できるようにするなど、改善を行いました。また、予算の措置等が必要な施設においては、今後、対応してまいります。

改善した施設：4施設

- ・川崎市高津スポーツセンター：平成28年6月27日に通路の凸凹の補修を実施 など

今後対応を予定している施設：4施設

川崎市民プラザ、高津区役所 など

イ 車いす使用者用駐車区画の適正な運用について

(ア) 利用対象者について

[指摘の要旨]

車いす使用者用駐車区画の利用対象者については、施設により取扱が異なっており、車いす使用者のみとする施設及び車いす使用者以外も対象とする

施設があり、車いす使用者以外の利用対象者の内容についても、施設により様々であった。利用者が利用しやすいよう、利用対象者及びその表示方法について検証の上、適切に表示されたい。

[措置内容]

指摘事項について、利用者が利用しやすいよう、利用対象者のみが車いす使用者用駐車区画を利用できる運用について検討し、以下のとおり対応しました。

- ・平成28年7月26日に車いす使用者用駐車区画である表示板を増設（幸市民館日吉分館、幸区役所日吉合同庁舎）
- ・平成28年8月9日に車いす使用者用駐車区画の位置及び対象者を明示した表示物を駐車場入口の発券機に設置（高津区役所）
- ・平成28年7月12日に駐車場入口に設置している看板に注意事項として、健全者の駐車を遠慮するよう記載（王禅寺ふるさと公園）
- ・平成28年7月28日にエレベーターホール入口及び車いす使用者用駐車区画の入口脇側と奥車側に新たに利用対象者以外の者が、車いす使用者用駐車区画を利用しないよう注意喚起の掲示（多摩病院）

(イ) 利用対象者であることの表示について

[指摘の要旨]

車いす使用者用駐車区画については、利用対象者が駐車していることが分かるよう、駐車時に「駐車許可証」等の表示を行うことをルール化するなど、先行事例などを参考に、適正な運用について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、各施設において、利用対象者のみが車いす使用者用駐車区画を使用していることが明らかとなる運用について検討し、以下のとお

り対応しました。

- ・平成28年7月4日から、車いす使用者区画部分に車いす利用者専用の表示板を設置して、車いす使用者が事務所に利用申し出があったときのみ開放（川崎市緑化センター）
- ・平成28年6月1日から、車いす使用者用駐車区画に利用対象者が駐車をした際は、利用開始時に受付まで申し出をしてもらい、申し出がないにも関わらず車いす使用者用駐車区画に駐車車両がある場合は、館内放送等により適正利用の呼びかけを実施（川崎市麻生スポーツセンター）

（ウ）満車時の運用について

[指摘の要旨]

駐車場に入出場用のゲート機器を設置している駐車場において、車いす使用者用駐車区画分を含めた台数で「満車」としている場合においては、利用対象者以外の者が車いす使用者用駐車区画を利用せざるを得なくなることもあるため、車いす使用者用駐車区画の設置目的を踏まえ、満車時の運用について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、車いす使用者用駐車区画の設置目的を踏まえ、満車時の運用について検討し、車いす使用者が常に駐車できるよう、車いす使用者用駐車区画分を除いた台数で「満車」とする、予備区画に誘導する、など改善を行いました。

改善した施設：10施設

- ・川崎市多摩スポーツセンター：平成28年4月1日から車いす使用者用駐車区画（3台）分を除いた台数で「満車」とするよう運用 など

今後対応を予定している施設：4施設

東扇島東公園、東扇島西公園第1駐車場 など

(エ) 利用対象者による適切な利用について

[指摘の要旨]

車いす使用者用駐車区画の床面の塗装や、館内放送やポスター等による適正利用に向けた周知など、車いす使用者用駐車区画の適切な運用について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、各施設において利用対象者による適切な利用に向けた現場確認を行い、早急に対応ができる施設においては、カラーコーンの設置など、改善を行いました。また、予算の措置等が必要な施設においては、今後、対応してまいります。

改善した施設：23施設

- ・川崎市民プラザ：車いす利用者用駐車区画の未利用時、車両侵入防止用のバリケードやカラーコーンを設置 など

今後対応を予定している施設：5施設

川崎市国際交流センター、富士見公園南側第1駐車場 など

(オ) 車いす使用者用駐車区画での公用車の駐車について

[指摘の要旨]

車いす使用者用駐車区画に公用車が駐車していた事例が見受けられた。車いす使用者用駐車区画を設置する施設においては、車いす使用者用駐車区画の設置目的を十分認識し、適切な運用を行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、車いす使用者用駐車区画に公用車が駐車することのな

いよう、職員への指導と注意喚起を適切に行っていきます。

改善した施設：2施設

南部生活環境事業所、東扇島西公園第2駐車場

(6) ホームページ等での駐車場の案内について

[指摘の要旨]

ホームページにおいて駐車場情報を掲載している施設は約半数であった。また掲載情報の内容は施設ごとに異なっていた。自動車を利用して施設に行く必要がある方のために、駐車場に関する情報については適切に案内されたい。

また、施設利用について案内するホームページ等に公共交通機関の利用を促す文言を記載されたい。

さらに、施設の周辺で両替ができる環境にない場合においては、利用者に不便を来すことも考えられることから、こうした駐車場利用に当たって必要となる情報についても、ホームページ等において適切に案内されたい。

[措置内容]

指摘事項について、各施設においてホームページ等での駐車場の案内について確認を行い、早急に対応ができる施設においては、ホームページに駐車場に関する情報及び公共交通機関の利用を促す文言を記載しました。また、その他の施設においても、今後、改善するよう努めます。

① 駐車場に関する情報

・改善した施設：59施設

川崎市公文書館（平成28年8月3日）、川崎市平和館（平成28年7月20日） など

・今後対応を予定している施設：6施設

緑ヶ丘霊園（平成29年度中）、第2配水工事事務所（平成28年度中）

など

② 公共交通機関の利用を促す文言

・改善した施設：80施設

かわさき新産業創造センター（平成28年7月13日）、南部生活環境事業所（平成28年8月22日） など

・今後対応を予定している施設：7施設

等々力緑地東駐車場、多摩区役所道路公園センター（いずれも平成28年10月中） など

2 市役所・区役所駐車場の貸付契約について

(1) 1時間無料認証機の適正な運用について

[指摘の要旨]

市として現行の運用方法の検証と見直しを行い、不適正認証の抑止に向けた実効性のある運用に改められたい。

また、今後、運用の見直しを行った場合には、その都度見直しの効果や影響について検証を行い、より適正な運用に向け取組を進められたい。

[措置内容]

指摘事項について、区役所駐車場では平成28年3月4日から（区役所併設の図書館では平成28年6月1日から）、本庁舎、第3庁舎駐車場では平成28年5月23日から、不適正な認証を防止するため、認証機を窓口の内側など利用者の手が届かない場所に移動するとともに、対応した職員等が駐車券の無料認証を行う方法に変更しました。また、対象施設の利用者であるかどうかの確認目的で行っていた対応課押印については廃止することとしました。

なお、上記の変更内容について、平成28年2月26日及び同年4月22日付けで庁内への通知により職員に対し周知を行うとともに、市民の方へのチラシを

掲出することなどにより利用者への周知を行いました。

(2) 所要時間無料券等の適正な管理及び運用について

ア 所要時間無料券の払出記録について

[指摘の要旨]

市として、所要時間無料券の払出の実態を把握するとともに、金券同等の無料券が適正な対象者に配布されていることを確認するためにも、所要時間無料券の払出記録の方法、様式について、再度整理を行い、必要な見直しを行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、平成28年6月20日付けで運用方法の見直しについて、庁内への通知を行い、平成28年7月1日以降に各課において所要時間無料券を払い出した場合には、新たに払出日、払出枚数、払出理由等の記録を作成することとし、記録に当たっては、共通の様式を使用することとしました。

なお、上記の変更内容について、運用マニュアルの修正及び庁内への通知により、職員に対して周知を行いました。

イ 所要時間の無料措置の方法について

[指摘の要旨]

市として所要時間無料措置の方法について、各課における現在の運用実態の確認を行い、より円滑な運用及び適正な管理が可能となる運用方法に改められたい。

また、今後、運用の見直しを行った場合には、その都度見直しの効果や影響について検証を行い、より適正な運用に向け取組を進められたい。

[措置内容]

指摘事項について、実態に合わせ、所要時間無料券及び認証機による無料措置の2通りにより所要時間無料措置を行うこととし、所要時間無料措置ができる認証機については、各窓口での必要性、効率性等を考慮し配置場所を決定しました。

なお、上記の変更内容について、平成28年6月20日付けで庁内への通知を行うとともに、運用マニュアルの修正により、職員に対して周知を行いました。

ウ 認証機による所要時間の無料措置の記録について

[指摘の要旨]

認証機により措置を行った場合においても、最低限、措置を行った件数について実態を把握する必要があると考えられることから、記録について現運用を改められたい。

[措置内容]

指摘事項について、平成28年7月1日以降に各課において認証機による無料措置を行った場合には、新たに認証年月日、認証件数、理由等の記録を作成することとし、記録に当たっては、共通の様式を使用することとしました。

なお、上記の変更内容について、平成28年6月20日付けで庁内への通知を行うとともに、運用マニュアルの修正により、職員に対して周知を行いました。

エ 所要時間の無料措置の実績把握について

[指摘の要旨]

所要時間無料券の使用枚数及び認証機による無料措置の件数について、借受者のデータと市で把握する情報の確認を行うなど、利用実績を的確に把握され

たい。

[措置内容]

指摘事項について、2（2）ア及びウのとおり、平成28年7月1日以降、本市において所要時間無料券の使用枚数及び認証機による所要時間無料措置の件数について、各課において記録を作成し、これらの記録により、市で行った所要時間無料措置の件数を把握できる体制を整備しました。

併せて、所要時間無料出庫台数（日別・駐車場別）について、集計方法を見直すことで、所要時間無料出庫台数の全体数が把握できる体制を整備しました。

（3）駐車場利用実態の的確な把握について

[指摘の要旨]

施設所管課が必要と考えるデータの確認を行い、市として必要となる利用実態に関するデータについては、借受者から適切に提供されるような仕組みを整備されたい。

また、利用実態の情報を基に、契約所管である財政局と施設所管である総務局及び各区役所が連携し、情報活用及び情報共有のあり方について検討されたい。

さらに、貸付契約における貸付料収入の根拠になるものとして、市として駐車場の利用実績を的確に把握されたい。

[措置内容]

指摘事項について、施設所管課が必要と考えるデータについては、これまでの対応に加え平成28年度から、1時間無料出庫台数（日別・駐車場別）について借受者から毎月報告を受けることとしました。また、満車となる日時のデータについては、利用目的に合ったデータ提供形態をワーキンググループ等で検討し、多摩区役所駐車場に関して借受者が作成する混雑予想日の提供を受けることとし

ました。今後とも、市役所・区役所駐車場適正利用運営検討会議、同ワーキンググループ等の機会を通して、情報活用及び情報共有に連携して取り組んでいきます。

貸付料収入の根拠になるものについては、これまでの対応に加え、平成28年度からは、1時間無料出庫台数（日別・駐車場別）についても借受者から報告を受けることとしました。さらに、平成28年度からは、売上（月別・駐車場別）に関して必要があるときは、帳簿、書類等を調査することができる体制を整備しました。今後は、これらの借受者から提出される資料にあわせて、売上の詳細について調査を行うことで、利用実績を的確に把握していきます。

（4）効果的な市役所・区役所実態調査の実施について

[指摘の要旨]

「市役所・区役所駐車場利用実態調査」について、現運用上の課題解決に向け、より実効性のある調査を行うなど、調査委託のあり方について再検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、市役所・区役所駐車場適正利用運営検討会議、同ワーキンググループ等の機会を通して、調査が必要な事項の把握等を行い、課題の解決に取り組んでいきます。

平成28年度は、本庁舎解体工事に伴う本庁舎駐車場閉鎖期間中の第3庁舎駐車場への影響や、幸区役所庁舎完成後の駐車場の実態について、第3庁舎駐車場は11月頃、幸区役所は10月を目途に調査する予定で調整を進めています。

このような駐車場を取り巻く状況変化に応じて駐車場の利用実態把握を行い、新たな課題が発生していないか確認を行うとともに、必要に応じて課題の解決に取り組んでいきます。

(5) 駐車場誘導員の委託について

[指摘の要旨]

貸付契約において行うべき業務内容と市が行う委託業務内容について再検証の上、整理し、その責任と役割に基づき市が行う駐車場誘導委託の委託方法、業務内容及び費用負担など、より効率的・効果的な委託のあり方について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、市役所・区役所駐車場適正利用運営検討会議、同ワーキンググループ等において、貸付契約において行う業務内容と市が行う委託業務内容について、それぞれのメリット・デメリットや費用等について検討を行いました。その結果、これまでと同様に、駐車場運営上必要な場合は貸付契約において対応するとともに、庁舎管理・案内業務上必要がある場合は市が行う委託業務を実施することとしました。

今後とも、市役所・区役所駐車場適正利用運営検討会議、同ワーキンググループ等の機会を通して、契約所管課である財政局資産運用課及び各施設管理担当課の間で実態の共有を行うとともに、必要に応じて、見直し等に連携して取り組んでいきます。

(6) 貸付料収入の活用について

[指摘の要旨]

現貸付契約に係る施設所管課においては、別途駐車場誘導員の委託を実施していることを踏まえ、貸付料収入を当該所管課に配分するなど、その収入の活用のあり方について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、貸付料収入の一部について貸付契約対象駐車場の修繕等の

工事費に充て、区の事務事業・区民のサービスの向上などに活用するとともに、資産マネジメント推進事業等に充てることにより、公有財産の適切な管理等を通して、広く区民のサービスの向上等に活用しています。

また、施設所管課において実施されている駐車場誘導員の委託については、庁舎管理・案内業務の一環として実施していることから、市役所・区役所駐車場の貸付料収入については、今後とも、貸付契約対象駐車場の修繕や公有財産の適切な管理等の取組を通して、広く区民のサービスの向上等に活用してまいります。

(7) 適正な駐車料金の設定について

[指摘の要旨]

周辺の駐車場料金の動向について、市としての的確に把握するため、例えば周辺の駐車場料金の変更が行われた場合には、借受者から適宜報告が行われ、市と情報共有される仕組みの整備について検討されたい。

また、周辺の駐車場料金を踏まえ検証を行い、貸付契約対象駐車場の開庁時間における利用料金が、周辺の駐車場よりも高めの設定となるよう借受者と調整し、一般利用者の利用料金の設定を行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、平成28年4月1日以降の貸付契約において、周辺駐車場の駐車場料金の調査結果及び貸付契約対象駐車場の駐車場料金が契約書仕様の条件（施設利用者以外の者が対象駐車場を利用する場合の利用料金は、施設利用者のための利用料金（原則周辺駐車場と同等な利用料金）より高く設定する。）を満たすかどうかを確認した結果について、借受者から半年に1度、報告を受けることとしました。

今後は、この報告内容を活用し、周辺駐車場の駐車場料金の把握を定期的に行うとともに、貸付契約対象駐車場の開庁時間における一般利用者の利用料金が周

辺の駐車場よりも高めの設定となるように借受者と調整していきます。

(8) 市役所・区役所駐車場適正利用（有料化）運用関係マニュアルについて

[指摘の要旨]

適正な運用に向け、適宜運用の実態の把握を行うとともに、利用実態及び運用実態を踏まえた運用方法の再検証を行い、マニュアルを改められたい。

また、運用マニュアルに基づく運用が適正に行われるよう周知徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項について、2(1)、(2)ア、イ、ウのとおり、利用実態及び運用実態を踏まえ、平成28年7月1日等に運用方法及び運用マニュアルの見直しを行いました。なお、上記の変更内容について、平成28年6月20日付け等で庁内への通知により、職員に対して周知を行いました。

(9) ホームページでの駐車場の混雑予想や満空情報等に関する情報提供について

[指摘の要旨]

駐車場利用の分散による混雑緩和や利用者の利便性の向上につながるものと考えられることから、先行事例を参考に、ホームページにおける、駐車場の混雑予想や満空情報等に関する情報提供について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項については、先行事例を参考に、ホームページトップ上に、事業者が提供する最新の満空情報へのリンクがついたバナーを掲載するなど、各施設管理者において必要な対応を行いました。

また、本市ホームページ「市役所・区役所の駐車場」においても、平成28年6月13日から、事業者が提供する最新の満空情報へのリンクを掲載しました。

今後も、市役所・区役所駐車場適正利用運営検討会議、同ワーキンググループ等の機会を通して、先行事例の共有等を行い、適切な情報提供に取り組んでいきます。

(10) 本庁舎建替に伴う駐車場の対応について

[指摘の要旨]

予定されている本庁舎建替工事等に伴い、今後は、本庁舎駐車場の利用が制限されることから、現在の入庫待ちの状況等を踏まえ、駐車場の適切な確保について検討されたい。

また、新庁舎の整備に当たっては、入庫待ちによる周辺の自動車の交通への影響がないよう考慮するとともに、周辺の歩行者への安全性などについても十分配慮した駐車場の整備について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、本庁舎の解体に伴い、本庁舎駐車場を閉鎖するため、川崎アゼリア駐車場（駐車可能台数 347台）との提携を平成28年11月から開始します。提携開始後、駐車場誘導員から提携駐車場利用の呼び掛けを行います。

また、新本庁舎の整備に当たっては、新本庁舎敷地の来庁車用出入口から新本庁舎地下駐車場までは誘導路を設けるとともに、新本庁舎の駐車台数は現況調査に基づく駐車待ち台数を考慮した上で必要な台数を決定するなどの対応を予定しています。

加えて、現在の本庁舎駐車場は、歩行者に加え対向車にも配慮が必要な右折進入となっておりますので、周辺歩行者への安全性を向上させるため、新本庁舎では、左折で敷地内に安全に進入できるよう、駐車場入口を敷地の東側又は北側に設けることを予定しています。

こうしたことを踏まえ、最終的には、新本庁舎設計の中で配慮していきます。

3 有料化を実施している駐車場について

(1) 駐車場法に基づく適正な手続について

[指摘の要旨]

駐車場法に基づく駐車場の設置や変更の届出が行われていない事例があった。有料化を実施している駐車場においては、適切に手続を行われたい。

また、駐車場の有料化等に当たっては、駐車場法に基づく手続が必要となる可能性がある点について、制度所管部署においては、十分な周知に努められたい。

[措置内容]

指摘事項について、一部のものを除き、駐車場法に基づく届出が必要な施設については、必要な届出を行いました。その他のものについても今後、必要な届出を行うよう努めます。

また、制度所管部署において、有料の駐車施設の設置及び変更をする際、駐車場法に基づく手続を行うよう、文書により庁内あて周知を行いました。

改善した施設：3施設

かわさき新産業創造センター（平成28年3月16日）、川崎市多摩スポーツセンター（平成28年7月6日） など

今後対応を予定している施設：6施設

川崎市王禅寺余熱利用市民施設（平成28年10月中）、東扇島西公園第1駐車場（平成28年11月中） など

(2) 駐車料金等の表示について

[指摘の要旨]

駐車場入口に利用時間又は利用料金の表示がない事例が見受けられた。利用者に分かりやすい、利用時間及び利用料金の案内表示を行われたい。

また、減免制度を有しながら、案内表示にその案内がない事例が見受けられた。減免制度を有する施設においては、利用者が適切に制度を利用できるよう、減免の内容や対象者などについても案内することについて検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、各施設において案内表示について現場確認を行い、利用時間又は利用料金の案内表示を行うなど、改善を行いました。

改善した施設：24施設

川崎市民プラザ、西菅公園（いずれも平成28年8月12日） など

また、等々力緑地東駐車場については、等々力緑地再編整備工事による駐車場出入口の変更に伴い、駐車区画の変更を行う予定となっているため、平成28年度中に駐車料金等の表示についてもわかりやすく、適切に行っていきます。

(3) 指定管理施設における駐車場利用料金設定時の承認手続について

[指摘の要旨]

6駐車場において承認手続が行われていなかった。指定管理施設においては、適切に承認手続を行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、6駐車場において適切な承認手続を行いました。

改善した施設：6施設

富士見公園南側第1駐車場・第2駐車場（いずれも平成28年4月1日）
など

(4) 減免制度について

[指摘の要旨]

多くの駐車場において、身体障害者等に対する減免制度が設けられている中、

制度がない駐車場があることについては、市として統一的な対応が必要と考える。

市の施設の駐車場として、利用者の公平性や施設の設置目的等を踏まえ、減免制度及びその対象者について再検証を行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、本市では、「第4次かわさきノーマライゼーションプラン」に基づき、「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」を基本理念としています。

この基本理念に基づき、駐車場の有料化を実施する際には、障がいのある方や障がいのある方を同乗させている利用者を対象とし、障害者手帳又は療育手帳等の提示を受けることで駐車場料金を無料とする減免制度を設けることを基本とし、各施設において、施設の設置目的、サービスの公平性、採算性等を勘案して減免制度を運用できるように、平成28年7月策定の「施設駐車場の適正利用（有料化）の拡充の考え方」に示し、各施設所管局長あて文書により通知を行いました。

また、現在、施設所有者が本市と異なる施設を除き、指定管理者制度による利用料金制を導入しているなど施設の状況により、現状、減免制度の運用が困難な施設があります。当該施設については、各施設において、上記基本理念や他施設の減免制度の運用状況を踏まえた取組を行うこととしているところであり、減免制度を設けていない駐車場については、以下のとおり対応いたします。

- ・富士見公園南側第1駐車場、同第2駐車場、川崎市港湾振興会館

指定管理者が管理し利用料金制を採っている施設であり、駐車場の利用について指定管理者の売上となること、指定管理者との協定においても減免に関する事項が盛り込まれていないことから、指定管理者からヒアリング等を行い駐車料金の減免について検討を実施

- ・東扇島東公園、東扇島西公園第1駐車場、同第2駐車場

川崎市港湾施設条例施行規則及び川崎港港湾環境整備施設使用料の減免基準の

改正が必要であり、改正にあたっては、減免とする使用料の範囲及び減免対象者の範囲について慎重な検討が必要であるため、平成28年度、その範囲等について関係局との調整を踏まえ局内で協議を行い、今後、関係規則等の改正を実施

4 無料駐車場における不適正利用の防止に向けた取組について

[指摘の要旨]

有料化を実施していない施設においては、施設開館時間内外を問わず、安全確保、事故防止などの観点からも施設利用者でない者による利用がないよう、実態把握を行い、開館時間内において見回りを行うことや、注意喚起の表示をするなど、適切な施設管理の一環として、駐車場の状況を踏まえた対策を検討の上、対応されたい。

また、閉館時に駐車場の閉場等の対応を行っていない施設においては、車止めポールの設置や区画内に駐車禁止の掲示看板を立てるなどの対策を講じ、不適正な利用が行われないよう管理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、各施設において不適正利用の防止に向けた取組について検討し、各施設において駐車場毎の状況を踏まえ既に行っている対策に加え、以下のとおり、改善を行いました。予算の措置等が必要な施設においては、今後、対応してまいります。

① 無料で長時間目的外利用者等がある、目的外利用の疑いがある施設

改善した施設：15施設

- ・ちどり公園：平成28年4月1日に7時～20時であった開閉時間を9時～18時に変更し、通勤車両の駐車による不適正利用の防止措置を実施
- ・川崎区役所大師支所：平成28年7月14日に、庁舎利用者専用駐車場であることを明記した掲示の実施 など

今後対応を予定している施設：4施設

多摩川緑地宇奈根地区、宮前区役所向丘出張所 など

② 無料で閉館時間中の駐車場利用（目的外利用）が可能な施設

改善した施設：8施設

- ・都市農業振興センター：平成28年8月3日から、施設所有者であるセレサ川崎農業協同組合が開館中で、都市農業振興センター閉館時に駐車場の閉場等の対応ができない場合は、区画内に駐車禁止の掲示看板（カラーコーン）を設置
- ・多摩区役所生田出張所：門扉について、平成28年6月12日に門扉車輪部等の清掃・整備を行い、閉館時に駐車場の不適正な利用ができないよう、門扉を動かし閉鎖できる状況に改善 など

今後対応を予定している施設：3施設

橘公園、宮前区役所向丘出張所 など

5 庁舎及び公の施設駐車場の適正利用に向けた計画的な推進について

[指摘の要旨]

普通財産の施設も含め、何故、有料化を実施しているのか、又はしていないのか、公平性の観点から市民が疑問を抱くことのないよう、市の施設として有料化すべき施設の基準や有料化に向けた方針等を策定し、この方針等に基づき適正利用（有料化）を推進されたい。

また、施設所管課において有料化の検討を行いやすくなるよう、また、様々な手続が遺漏なく適正に行われるよう、有料化の実施に向けた事務フロー、検討事項や関係法令等について記載したマニュアルを整備するなど、駐車場適正利用（有料化）の推進に向けた、施設所管課への情報提供のあり方等について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、資産マネジメントカルテでの方向性である「採算性が見込め

るもの等については民間事業者の活用による適正利用を推進する」について、具体的な考え方の整理を行うため、これまでに駐車場の有料化を行った市役所・区役所駐車場やスポーツセンター駐車場における導入を検討した際の考え方等を踏まえ、駐車場の有料化を実施すべき施設の条件整理を行いました。また、採算性が見込めるものの諸条件を確認するため、駐車場民間事業者にヒアリングを行うとともに、施設駐車場の現場等の状況確認、施設所管課へのヒアリングを行いました。

こうして整理した内容等を踏まえ、庁舎及び公の施設駐車場の適正利用（有料化）を推進するために、平成28年7月に「施設駐車場の適正利用（有料化）の拡充の考え方」を策定しました。また、各施設所管局長あて文書により通知を行い、各施設駐車場の適正利用（有料化）に向けて検討を促しています。

今後は、施設所管課が同考え方に基づき施設駐車場の有料化を実施する際の必要な手続きの流れや募集要項、契約書等を整理した「(仮称)施設駐車場の有料化実施マニュアル」を平成28年度中に策定し、施設所管課への適切な支援を行っていきたいと考えています。

28川教庶第798号
平成28年9月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様
同 植村 京子 様
同 坂本 茂 様
同 織田 勝久 様

川崎市教育委員会
教育長 渡邊 直美

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年3月10日付け28川監報第3号で報告の提出がありました行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度行政監査（庁舎・公の施設駐車場の適正利用について）の結果に
対する措置状況

1 駐車場の適正な管理及び運用について

(5) 車いす使用者用駐車区画について

イ 車いす使用者用駐車区画の適正な運用について

(エ) 利用対象者による適切な利用について

[指摘の要旨]

車いす使用者用駐車区画の床面の塗装や、館内放送やポスター等による適正利用に向けた周知など、車いす使用者用駐車区画の適切な運用について検討されたい。

[措置内容]

生涯学習プラザでは、窓口での受付簿への記帳、駐車利用証の車内表示、職員の巡回により、施設利用者以外の者による利用がないように努めながら、満車の際などは、車いす使用者用駐車区画の一般利用者利用も認めているものの、本来の当該区画利用対象者が来館した際に利用できない事態を招かないための十分な対応がなされているとはいえない状況でした。

指摘事項については、車いす使用者用駐車区画を一般利用者が利用しようとする際には、「必要とする利用対象者が来館した際には速やかに移動すること」を了承してもらった上で駐車の手続きをするよう、職員に周知徹底し、受付の際に提示する注意事項と駐車利用証にもその旨を記載するようにしました。